

## 理 由 書

芦屋市は、市民や事業者の景観への意識の高さなどから、良好な環境と優れた景観に恵まれた緑ゆたかな美しい住宅地として発展してきた。

市は、平成8年10月から施行している芦屋市都市景観条例に基づく大規模建築物等の届出の計画に対し指導・助言を行うとともに、景観に大きく影響を与える建築物等については、景観アドバイザー会議において個別に事業者および設計者と協議を行い、より良い景観となるよう行政指導を行ってきた。しかし、協議内容が活かされない実態があることや、阪神・淡路大震災以降優れた住宅地景観が失われるなど、芦屋市の景観が大きく変わってきており、芦屋らしい景観を継承しつつ新たな景観を創出するため、景観協議の実効性を高めるような新たなシステムを早急に構築する必要がでてきた。

このため、平成17年6月に全面施行された景観法を活用し、これまでの大規模建築物等の指導基準を継承しつつ、景観地区による認定制度により景観協議の実効性を高め、本市のよりよい景観の継承と優れた都市景観の創造を実現するため、本市全域を「芦屋景観地区」として都市計画決定するものである。